



秋厚労ニュース

メール info@shukouro.net

NO1842号

2018年5月17日

秋田県厚生連労働組合

秋田市山王5-4-2

TEL 018(864)3341

FAX 018(864)3349

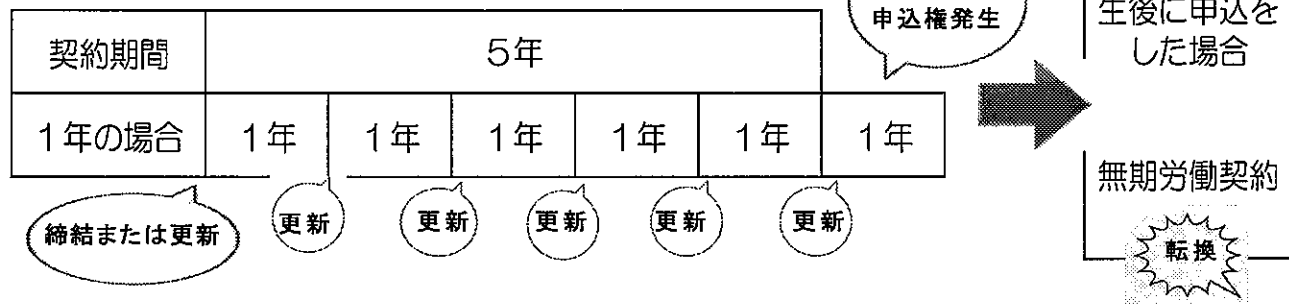
平成30年4月

無期転換ルール 開始

臨時職員

平成25年の労働契約法の改正により、臨時・パート職員が労働契約を繰り返して更新し通算5年を超えると、期間の定めのない「無期雇用へ転換」の申し出が可能になりました。職場で無期雇用を希望する人がいたら、病院に申し出て手続きをするように促してください。

厚生労働省HPより 無期労働契約までの流れ



平成25年の労働契約法の改正により、無期転換ルールができました。このルールは、臨時・パート職員が労働契約を繰り返して更新し通算5年を超えると、期間の定めのない「無期雇用へ転換」の申し出が可能になりました。職場で無期雇用を希望する人がいたら、病院に申し出て手続きをするように促してください。

無期雇用への転換は病院に申し出必要

契約更新の

手続き不要に

原則、経営者は、申し出を拒否できません。職場で無期雇用を希望する方がいる場合は、病院の総務管理課に申し出て、無期労働契約転換申込書を病院に提出するように促してください。

臨時・パート職員が無期雇用になれば、①契約更新の手続きが不要になる、②急に契約を切れ収入が絶たれるリスクが減る、③職場での経験を継続して活かすことができる、などの効果があります。ただし、労働条件（賃金、休みなど）の改善が必須とされていないのが問題です。秋田県厚生連も、無期雇用へ転換後も賃金などの労働条件は変わりません。

働き続けられる労働条件を

秋田県厚生連では、平成29年4月1日以降採用の臨時職員は、原則、雇用契約の更新は最長で5年を超えない範囲としています。

だと考えます。更新を繰り返し、正職員と同等の仕事をしている方については、正職員で雇用すべきです。

東大が契約更新

5年上限を撤廃

秋厚労は、技術が継承できないなどの理由から、雇用契約の更新を制限するのは職場にとって不利益

いち早く契約更新5年上限を撤廃したのは、東京大

学です。約8000名の有期雇用職員は、上限無く契約更新し勤続が可能となりました。秋田大学でも同様の対応をしています。

一方、全国では、「雇止め」が問題になり裁判係争中の人もいます。秋厚労は、働き続けられる労働条件改善を、粘り強く要求していきます。

無期労働契約転換申込書

院長 病院 殿

申出日 平成 年 月 日

病院名 _____

職員コード _____

職種名 _____

氏名 _____

私は、現在の雇用契約期間の末日までに通算契約期間が5年を超えますので、労働契約法第18条の規定に基づき、期間の定めのない労働契約への転換を申込みます。